

第3期鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画の策定について

1 計画策定の法的根拠・趣旨

子ども・子育て支援法において、市町村は、国が示す基本指針に即して、5年を1期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を作成することとされており、計画の中で、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業における量の見込み、それに対応する提供体制の確保の内容及び実施時期等について定めることとされている。

子ども・子育て支援法(一部抜粋)

(目的)

第1条 子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本指針)

第60条 内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

2 計画の期間

令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
第2期鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画							中間 見直し		改定 作業
		中間 見直し		改定 作業	第3期鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画				

3 計画の記載事項

基本指針において、必須記載事項及び任意記載事項が示されている。

必須記載事項

- ①教育・保育提供区域の設定
- ②特定教育・保育施設等の「量の見込み」・「確保の内容」・「実施時期」
- ③地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」・「確保の内容」・「実施時期」
- ④幼児期の学校教育・保育の一体的な提供及び当該学校教育・保育の推進に関

する体制の確保の内容

⑤子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項

任意記載事項

- ①基本理念
- ②産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- ③子どもに関する専門的な知識及び技術に要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
- ④労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- ⑤地域子ども・子育て支援事業を行う市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項
- ⑥市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の時期
- ⑦市町村子ども・子育て支援事業計画の期間
- ⑧市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価

4 計画の位置づけ

「子ども・子育て支援法」(第61条第1項)に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画
「次世代育成支援対策推進法」(第8条第1項)に規定される市町村行動計画
「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(第9条第2項)に基づく市町村貧困対策計画
「新・放課後子ども総合プラン」に基づく市町村行動計画(国の指針に即して)

5 スケジュール概要

時 期	内 容
2024年5月	子ども・子育て会議(令和6年度第1回) →計画素案の作成(アンケート結果から算出された量の見込みについて、現行計画の構成について)
2024年7月	子ども・子育て会議(令和6年度第2回) →計画素案の作成(量の見込みと確保方策について、計画骨子案について)
2024年9月	子ども・子育て会議(令和6年度第3回) →計画素案の作成(素案の決定)
2024年10月～11月	庁内協議、議会对応
2024年12月	パブリックコメント実施
2025年1月	子ども・子育て会議(令和6年度第4回) →計画最終案の協議(最終案の決定)
2025年2月～3月	庁内協議、計画公表

6 現計画の構成

計画の構成	頁	記載内容	必須・任意
第1章 計画策定に当たって			
1 計画策定の背景と趣旨	1	子ども・子育て支援に関する国の背景や取組、計画策定の趣旨	
2 計画の位置付け	3	根拠法、他計画との連携、一体的な管理	
3 計画期間	4	令和2～令和6年度(5年間)	任意⑥⑦
4 国の基本指針の主な改正点及び本市の対応	4	改正された基本指針の内容など	必須④⑤
5 計画の策定体制	6	子ども・子育て会議での意見聴取、アンケート調査の実施	
第2章 現状及び分析結果と方向性			
1 人口の状況	8	人口(子どもの人口)の推移、外国籍市民人口(子どもの人口)の推移、出生数(合計特殊出生率)の推移	
2 子育て世帯の状況	11	子育て世帯の推移、子育て世帯をめぐる環境、アンケート調査の分析結果と方向性	
3 保護者の就労、育児休業制度の利用状況	18	年齢別就業率の推移、母親父親の就労状況、育児休業制度の利用状況、アンケート調査の分析結果と方向性	任意④
4 子育て支援事業の利用状況	24	定期的な教育・保育事業の状況、放課後児童健全育成事業等の利用状況、子育て支援事業の認知度、利用状況と今後の利用意向について、アンケート調査の分析結果と方向性	必須④
第3章 計画の基本的な考え方			
1 計画の基本理念等	32	本市の子育て支援に対する基本理念	任意①
2 子どもの権利	33	子どもの権利、子どもの育ちの支援について	
3 基本的な視点	34	子育て支援策を展開するための4つの視点	
4 基本目標	35	子育て支援策を展開するための4つの基本目標	任意③

5 第2期鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画の体系	36	全体の体系図	
第4章 子ども・子育て支援事業の展開			
1 事業の提供区域の設定	37	区域設定の考え方、区域の設定	必須①
2 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の推計	38	推計の手順、認定区分と家庭類型、子どもの推計人口、潜在的な家庭類型別児童数	
3 教育・保育事業の量の見込み及び確保方策	43	幼稚園、保育所、認定こども園における量の見込みと確保方策	必須②
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策	46	利用者支援事業、時間外保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、妊婦に対して健康診査を実施する事業	必須③⑤
第5章 新・放課後子ども総合プランに基づく鈴鹿市行動計画			
	58	本市における現状、行動計画	
第6章 鈴鹿市子どもの貧困対策計画			
	60	計画の趣旨、位置付け、定義、国県の取組、本市における現状、取組	
第7章 計画の推進、評価体制			
1 計画の推進体制	64	推進体制図	任意⑧
2 計画の評価と進行管理	65	マネジメントサイクル(PDCAサイクル)	任意⑧
資料編			
1 各種事業の取組	66	本市における様々な事業を施策目標別に分類し掲載	任意②
2 子ども・子育て会議 委員名簿	96	アンケート調査、計画策定の審議に関わった委員を掲載	